

公益社団法人日本カヌー連盟 謝金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は公益社団法人日本カヌー連盟（以下本連盟という）の諸事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

(支払方法)

第3条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に本人が希望する場合は、現金で支給することが出来る。

(源泉徴収)

第4条 本連盟は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸謝金を支払う。

(委託・助成事業)

第5条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することが出来る。

(その他)

第6条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、常務理事会の議をもって支給金額を決めることが出来る。

(別 表)

支給対象者	業務内容	単位	単価の上限	備考
スポーツドクター	選手強化活動	1日	15,000円	
トレーナー	選手強化活動	1日	15,000円	
コーチ	選手強化活動	1日	10,000円	JOC専任コーチを除く
医師	選手強化活動・主催大会での救護・治療等	1日	25,000円	
看護師	選手強化活動・主催大会での救護・看護等	1日	10,000円	
大会役員・スタッフ	主催大会	1日	10,000円	
大会補助員	主催大会	1日	5,000円	
講師	研修会・講習会等の講演	1回	20,000円	
司会	主催大会等	1回	20,000円	

但し、移動日は支給対象に含まない。

(付則) この規程は、平成 23 年 3 月 5 日の社員総会における決議に従って、同日より施行するものとする。